# 令和 3 年第 3 回神奈川県議会定例会 

総務政策常任委員会報告資料
1 県ホームページの再構築について ..... 1
2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について・ ..... 2
3 S D G s（持続可能な開発目標）の推進について ..... 7
4 未来社会創造に向けた取組について ..... 9
5 新型コロナウイルス感染症に係る対応について ..... 13
6 個人情報保護制度の見直しについて ..... 15
7 「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書」について ..... 19
8 県内米軍基地を巡る状況について ..... 22

参考資料1 第1回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会資料「これまでのヘルスケア・ニューフロンティアの取組み」

参考資料2 特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書（案）

## 1 県ホームページの再構築について

## （1）目的

戦略的な広報を実現するため，県民が知りたい情報，県が伝えたい情報 について，効率的な情報発信を推進できるよう，2 か年かけて県ホームペ ージの再構築に取り組んでいく。

## （2）事業の概要

令和 3 年度

## ア トップページ構成の改善

イ 検索性の改善
ウ 軽量版ページ切替機能の構築
エ ページ更新情報のソーシャルメディア配信機能の整備

## （3）取組みの方向性

ア トップページ構成の改善
利用者が，利用目的に合わせて表示順を切り替える機能など，トップ ページのわかりやすさを向上させる。

## 1 検索性の改善

ページの作成方法を定型化し，検索がしやすい構成・デザインにする。

## ウ 軽量版ページ切替機能の構築

通信環境が悪化する災害時などを想定して，軽量版ページへ一括切替 できる仕組みを構築する。

## エ ページ更新情報のソーシャルメディア配信機能の整備

ソーシャルメディアを利用した県ホームページへの誘引ができるよう， ページの更新にあわせて更新情報を配信する機能を整備する。

## （4）今後の予定

令和 3 年度事業については，令和 4 年 2 月末に公開を予定。
令和 4 年度は，「パーソナルダッシュボード機能の整備」及び「ページ更新情報のソーシャルメディア配信機能の運用開始」を予定している。

## 2 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

超高齢社会を乗り越え，様々な社会的課題の解決に取り組んでいくために， ヘルスケアの分野で，「最先端医療•最新技術の追求」と「未病の改善」とい う 2 つのアプローチを融合させ，持続可能な新しい社会システムを創造して いく。

## （1）推進体制

## ア 科学技術グループの移管

令和3年10月22日（金）付けの組織再編により，科学技術政策の総合的企画等を所管する，総合政策課の科学技術グループを，いのち・未来戦略本部室に移管した。今後，神奈川県科学技術政策大綱（令和 4 年度改定予定）に基づき，県内の大学や研究機関•企業等との連携を更に強 め，本県に集積する科学技術の研究成果や人材等の知的資源の実用化•社会実装に向けた取組を促進する。

## （2）ヘルスケア・ニューフロンティア検討会

これまでのヘルスケア・ニューフロンティアの取組を振り返り，今後の施策の方向性について検討するため，外部有識者（「参考1」）と協議を行 う「ヘルスケア・ニューフロンティア検討会」を設置し，令和3年10月28日（木）に第1回の会議を行った。

検討会では，取組の概要と目標値•実績等の説明の後，ベンチャーが育 つエコシステムの必要性や，健康の自分ごと化•見える化の必要性等の意見交換がなされた。今後，第2回の検討会を令和 4 年 3 月に，第 3 回を同年 $7 \sim 8$ 月に開催する予定である。

## （3）ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン

2025年の目指すべき未来社会の実現に向け，取組内容を県民に分かり やすく伝えるため，「ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン」を2018年3月に策定し，この政策が目指す姿，県民のメリット，主要目標（2025年度）等を示している。

昨年度から，新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ，事業の取り組 み方の工夫や見直しを検討しているが，現在もコロナ禍の影響は続いてお り，コロナ終息後の姿が見通せていない。

こうしたことから，2022年度も引き続き，ヘルスケア・ニューフロンテ

イア検討会での議論も踏まえながら，同プランの内容の再検討を行うこと とする。

## （4）京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 ア 概要

ライフサイエンス分野の国際競争拠点を形成することを目的に，「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」として，平成23年12月に県，横浜市，川崎市の 3 団体共同で国から指定を受けた。川崎市の「殿町区域」など17区域が対象区域となっている。

## イ 特区指定期間延長について

本特区の現行計画期間は，平成29年度から令和 3 年度までであり，今年度が最終年度となるが，ライフサイエンス分野の産業創出の取組は引 き続き推進していく必要があることから，横浜市，川崎市とともに，計画期間の延長に向け，国との協議等必要な手続を進める。

今後のスケジュールとしては，令和 4 年 1 月に次期計画案（概要は「参考2」を参照。）の提出，同年3月に認定となる予定。
（5）未病（ME－BYO）
ア 展示会「healthTECH×ME－BYO Japan 2021」

- 開催 日 令和 3 年 10 月 13 日（水）$\sim 15$ 日（金）
- 会 場 パシフィコ横浜（横浜市）
- 結果概要

アジア最大規模のバイオテクノロジー分野の展示会「Bio J a pan 2021」内に設けられた未病に関するエリアに，県が事務局を務める未病産業研究会が出展し，企業等の未病関連商品・サービス や取組成果を P R した（来場者数 14,891 人）。

1 「未病を考える高校生プロジェクト～女性の未病について考えるア イデアワークショップ～」成果報告会

- 開催 日 令和 3 年11月24日（水）
- 会 場 県庁大会議場
- 結果概要

花王株式会社との連携協定に基づき，若年世代への未病対策の具体的な取組として「未病を考える高校生プロジェクト」を立ち上げ，

県立高校生が考えた未病に関する身近な健康課題を解決するアイデ アの発表と表彰の授与を行った（ 4 チーム参加）。

## （6）最先端医療•最新技術

ア「Bio Japan 2021」セミナーの開催

- 開 催 日 令和3年10月13日（水）
- 会 場 パシフィコ横浜（横浜市）


## －結果概要

かながわ再生•細胞医療産業化ネットワーク（R I N K）が，川崎市殿町を拠点としたイノベーション活動等について発信した。 （来場者数135人）。
※かながわ再生•細胞医療産業化ネットワーク（RINK）：ライフイノベーシ ョンセンター入居企業を中心に，関連団体やアカデミアなど多岐にわたる主体 が参加•連携し，再生•細胞医療の実用化•産業化の促進を目的に設立したネ ットワーク。（会員数：135機関 ※11月1日現在））

## （7）国際展開

## ア スタンフォード大学とのオンラインシンポジウムの共催

- 開催 日 令和 3 年11月17日（水），18日（木）
- 開催形式 WEBB会議システムによるオンライン開催
- テ ー マ 未病で描き出すポストコロナの世界，そして未来


## －結果概要

コロナ禍における「未病」の取組やポストコロナの世界に向けた取組について，国内外の有識者により議論した（参加者数 延べ156人）。

## 1 WHO西太平洋地域事務局主催のオンラインセミナー

- 開 催 日 令和3年11月24日（水）
- 開催形式 WEB会議システムによるオンライン開催
- テーマ 高齢者に優しい環境づくりのための知識の共有


## －結果概要

県のヘルスケア・ニューフロンティアの取組や，WHOのエイジフ レンドリーシティ参加市町の取組について，アジア太平洋地域の各国政府担当者に紹介した（参加者数 62 人）。

## ＜別添参考資料＞

－参考資料1 「第1回ヘルスケア・ニューフロンティア検討会資料『これまでのヘルスケア・ニューフロンティアの取組み』」

## 「ヘルスケア・ニューフロンティア検討会」構成員名簿

（五十音順•敬称略）

| 秋枝 静香 | 株式会社サイフューズ代表取締役社長 |
| :--- | :--- |
| 稲邑 拓馬 | 経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課長 |
| 梅原 出 | 横浜国立大学学長 |
| 岸 暁子 | 株式会社メドミライ取締役 <br> 東京大学工学系研究科バイオエンジニアリング専攻個別化保健医療講座 <br> 特任助教 |
| 䆶田 規一 | 株式会社ケイエスピー代表取締役社長 |
| 鄭 雄一 | 東京大学工学系研究科教授•医学系研究科教授 <br> 県立保健福祉大学副学長（兼）大学院ヘルスイノベーション研究科長 |
| 中川 ゆう子 | SOMPO ひまわり生命保険株式会社執行役員 |
| 野村 龍太 | 公益財団法人実験動物中央研究所理事長 |
| 松本 洋一郎 | 東京大学名誉教授 |
| 守屋 輝彦 | 小田原市長 |
| 山梨 崇仁 | 葉山町長 |

※ この他，会議の中で必要に応じて有識者に出席を依頼します

## 参考2

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 次期計画案の概要

1 総合特区により実現を図る目標（定性的な目標）
個別化•予防医療時代に対応した，グローバル企業による革新的医薬品•医療機器の開発•製造と健康関連産業の創出

## 2 計画期間

令和 4 年度から令和 8 年度まで

## 3 政策課題

（1）個別化•予防医療などを実現するためのデータサイエンスの活用等の推進 ＜解決策＞

医療•健診•健康等データの利活用環境の整備による健康•医療関連産業の活性化及 び未病産業の創出
（2）医薬品•医療機器•再生医療等製品等の早期実用化のためのレギュラトリーサイエ ンス及び国際共同治験•研究の推進
＜解決策＞
革新的な医薬品•医療機器•再生医療等製品等の新たな評価•解析手法の確立と国際共同治験•研究の迅速化
（3）大学等の優れた要素技術の産業化と既存産業の医療•健康分野などへの展開 ＜解決策＞

ニーズ主導のマッチングによる新事業・ベンチャー企業の創出や未病産業など新たな分野の産業化及び国内外市場への展開並びにこれらを担う人材育成

## 4 評価指標•数値目標

（1）特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果
ア 特区関連事業による投資額 580 億円
イ 特区関連事業の進出企業及び機関数 50 者
ウ 特区関連事業の研修等の参加者数 245,000 人
（2）個別化•予防医療及び未病改善などを実現するためのデータサイエンスの活用等に取り組む事業数 30 件
（3）医薬品•医療機器•再生医療等製品等の早期実用化に向けた取組として，国際共同治験数 300 件
（4）新たに展開された商品・サービスの創出として，医薬品－医療機器－再生医療等製品－ ヘルスケア製品等の新規事業化件数 50 件

## 3 SDGs（持続可能な開発目標）の推進について

持続可能な神奈川を実現するため，様々な社会的課題の解決に向けて，S D G s の取組を引き続き推進する。

## （1）SDGsを活用した社会的課題の解決促進

コロナ禍で一層深刻化する社会的課題の解決，特に生活困窮者支援を図るため，S D G s を道しるべに，多様な主体間のパートナーシップを後押しすることで，「共助」の取組を広げ，その成果を発信する。

## ア 「子どもの貧困」対策

食品ロス削減月間である10月に，家庭などで活用されていない食品 を持ち寄り，フードバンク等を通じて食の支援が必要な「子ども食堂」等に届ける「フードドライブ」活動の実施について呼び掛け，県，市町村，S D G s パートナーをはじめとする企業•団体が幅広く実施した。
（ア）フードドライブ等県内実施結果（12月3日現在）
－県庁フードドライブの実施
令和 3 年10月19日（火）～11月1日（月）
－市 町 村 県の取組に合わせ21市町がフードドライブの実施又は住民向けの広報を実施。
－企業•団体 55団体が実施

## イ「生理の貧困」対策

「生理の貧困」の課題解決に向け，企業，大学，N P O などが連携 し，県内大学の女子学生に対し賛同企業のメッセージ等を掲載した生理用ナプキンの無料配布を行う。

- 配布枚数（予定） 3 万枚（ 1 万 5 千セット）
- 賛 同 企 業 株式会社N T T ドコモ，株式会社三井住友銀行，三井住友信託銀行株式会社（12月3日現在）
- 配布先大学
- 受注窓口
- 配 布 時 期

神奈川大学，関東学院大学，東海大学（予定）
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
令和 3 年12月中旬

## ウ 留学生支援

コロナ禍による社会的•経済的影響を受けている留学生への支援とし て，県と「ヨコハマ・カナガワ留学生就職促進プログラム」が中心とな り，留学生を対象とした有償型インターンシップを実施し，留学生の県

内企業への就職促進を図る。

## （ア）対象

県内の大学•大学院に在籍する留学生で資格外活動の許可を得た者
（1）インターンシップ実施期間
令和 4 年 2 月から 3 月のらち，数日から数週間程度
（ウ）受入企業（12者：12月3日現在）
株式会社イクシス，社会福祉法人一燈会，WOTA株式会社，
株式会社エスアンドエフ，有限会社川田製作所，株式会社スタック ス，有限会社竹まん，ダブル技研株式会社，株式会社ナレッジパレ ット，ニイガタ株式会社，一般社団法人日本子どもと未来の創造社，株式会社日の出製作所
（工）留学生向け合同企業説明会
－開催日 令和 3 年12月23日（木）

## 工 取組事例等の発信

S D G s を活用した社会的課題解決の取組事例を発信する場として「S D G s アクションフォーラム（仮）」を開催し，取組を広く共有す ることで行動の促進を図る。併せて，コロナ禍の中，S D G s の進捗の加速に向けた取組について，国際的な視点も踏まえ議論する。
（開催概要）

- 開 催 日 令和 4 年3月29日（火）
- 場 所 パシフィコ横浜（横浜市）
- 主 催 ジャパンSDGsアクション推進協議会
- 開催形式 オンライン開催
（新型コロナウイルス感染症等の状況により有観客も検討）


## （2）SDGs金融の推進

## ア かながわ版SDGs金融フレームワーク

S D G s 社会的インパクト評価，中小企業の伴走型支援などの事例共有を通じて，資金提供者による取引先企業へのS D G s 経営の支援な どを図る「かながわ版S D G s 金融フレームワーク」の会議を令和 3 年 12月8日（水）に開催した。

S D G s 経営に向けた中小企業への支援状況や S D G s 社会的イン パクト評価の活用事例等について議論を行い，横展開を図る。

## 4 未来社会創造に向けた取組について

コロナ禍における様々な社会的課題に対応するため，市町村や民間企業， アカデミア等と広く連携して，神奈川の未来社会創造につながる取組を推進 する。
（1）ドローン前提社会の実現に向けた取組 ア ドローン前提社会の実現に向けたモデル事業

県が目指すドローン前提社会の実現に向けて，ドローンのさらなる活用や県民の理解促進を図るため，モデル事業を行っている。今回，点検分野において，ドローンに音波を発信する機器を搭載し，遠隔か ら外壁の劣化状況を確認する技術実証を実施し，その際，県は実証フ ィールドの提供などの支援を行った。

## （ア）技術実証の概要

現在の外壁点検では，作業員が実際に外壁を叩き，その打音の違い を確認することにより，タイルの浮き等の建築物の劣化状況を調査し ている。また，高所など建築物の状況によっては足場を組む必要があ り，時間やコスト面が課題となっている。
今回の技術実証では，足場を組むことなく，タイルに向けてドロー ンから音波を発信し，振動の違いにより，タイルの浮き等の検出が可能か検証する。
（1）事業実施者
学校法人桐蔭学園（桐蔭横浜大学）
（ウ）実施日
令和 3 年11月 29 日（月）
（I）実証場所
藤沢土木事務所汐見台庁舎北側壁面

## （2）県事業へのナッジの活用について

新たな政策手法であるナッジの県事業への活用を促進することで，政策効果を向上させるため，県民等の自発的な行動変容を促したい県事業 の庁内公募に取り組んでいる。

## ア ナッジ活用事業の庁内公募

（ア）募集期間
令和 3 年 9 月 8 日（水）$\sim 9$ 月 30 日（木）
＊10月以降，随時募集を実施

## （1）応募件数

15件（12月3日現在）

## （ウ）主な応募内容

－キャンペーンの認知度の向上を図るため，SNSなど広報媒体にナ ッジを活用したい。

- 参加者数を増やすため，就職相談会の効果的な広報を検討したい。
- 補助金業務の省力化を図るため，提出書類の不足を解消する方策 について検討したい。


## （I）今後の取組

提案者に対し，事業内容のヒアリングを行うとともに，関係事業課 とともに課題分析やナッジ活用の可能性を検討していく。

## （3）コミュニティ再生•活性化の取組

## アコミュニティ再生•活性化モデル事業

昨年度の第1期に続き，地域が抱える課題の解決に向けて，新型コロ ナウイルスの感染拡大を防ぎつつ，コミュニティ活動を進めるための様々な取組に協力いただける事業者を募集した結果，前回報告（8件）以降，新たに 1 件（11月末現在）の提案があった。

## （ア）募集期間

令和 3 年 6 月 15 日（火）$\sim 12$ 月 24 日（金）

## （1）新たに提案のあった協力事業者及び取組の概要

| 1 | 提案名 | オンラインでの健康づくりに向けた「脳トレリズム体操」の実施 |
| :---: | :---: | :---: |
|  | 提案者 | N P O法人ダンスライフコミュニケーションズ |
|  | 概 要 | 中高年者の生活習慣病•認知症予防とコミュニケーション機会の創出に向けて，オンラインによる「脳トレリズム体操」を実施 |

## （ウ）協力事業者の提案に対する参加意向

a 第2期（令和3年度募集分）45団体 57件

## （I）モデル事業実施状況

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により，一部事業を令和 3年度に延期した第 1 期（令和 2 年度募集分）と，第 2 期（令和 3 年度募集分）について，協力事業者と希望団体で調整できた取組について実施した。
a 3 密を回避したスマホ教室の実施

- 協力事業者：ソフトバンク株式会社
- 実施団体：自治会等 9 団体
- 内容：初心者向けスマホ教室，Z O OM教室
- 実施日：令和 3 年10月2日（土）～11月29日（金）計22回
- 会場：公民館等
- 参加人数：225名
b 回覧板の電子化
- 協力事業者：LINE株式会社
- 実施団体：自治会等 12 団体
- 内容：L I NE公式アカウントによる回覧板運用方法の提供
- 実施日：令和3年10月25日～


## （才）今後のスケジュール

新型コロナウイルスの感染状況を踏まえながら，協力事業者，市町村やコミュニティ関係団体等と随時調整し，速やかに実施。

## イ かながわコミュニティ再生•活性化推進会議の取組

県と市町村が連携して課題や取組事例などを共有するとともに，課題解決に向けた議論を行うため，令和元年7月に設置した「かながわコミ ユニティ再生•活性化推進会議」の下部組織である，実務担当者による課題別ワーキングを令和 3 年 $9 \sim 11$ 月にオンラインで開催した。

## （ア）第1回課題別ワーキング

a 日 時：令和3年9月30日（木），10月6日（水），7日（木）
b 参加者：延べ83名（26市町村）
c テーマ：高齢者のI C T 活用に向けた支援策やデジタル化促進に向けた工夫

コロナ禍におけるコミュニティ活動の工夫
コロナ禍における自治会と行政の関わり方の工夫
d 市町村からの主な意見

- 他市町村の事例を把握することができ，業務の参考になった。
- 今回の意見交換を踏まえ，今後の取組に活かしていきたい。
- 他の自治体と顔の見える関係を築くことができた。
- 各市町村の共通課題について，引き続き意見交換したい。


## （1）第2回課題別ワーキング

a 日 時：令和3年11月18日（木）
b 参加者：25名（13市町村）
c テーマ：高齢者のI C T 活用に向けた支援策やデジタル化促進に向けた工夫
d 市町村からの主な意見
－スマホ教室や Z O O M 教室を実施した後も，継続して活用して もらう取組が必要と感じた。
－I C T 活用に向けて，一方的な押し付けとならぬよう，住民の ニーズを把握して支援する必要があると感じた。
－地域での活動の中でデジタルツールを活用するために，紙媒体 での周知など従来の手法との組み合わせることが重要と感じた。

## 5 新型コロナウイルス感染症に係る対応について

新型コロナウイルス感染症について，政策局を中心とするこれまでの対応状況を報告する。

## （1）「感染防止対策取組書」の普及

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため，飲食店等の各店舗にお いて，業種ごとに定められたガイドラインに沿った感染対策を一覧で示し た「感染防止対策取組書」について，令和2年5月から運用を開始すると ともに，チラシやポスター等を作成するなど，県民や事業者への普及に取 り組んでいる。

「感染防止対策取組書」の登録件数は，令和3年12月3日時点で， 141， 602 件。

## （2）経済対策に合わせた各種支援策の普及啓発

昨年度から引き続き，県民や事業者に向けて各種支援メニューを掲載し たチラシを作成し，県ホームページに掲載したほか，各地域県政総合セン ター等での配架，商工会及び商工会議所等への配布を行った。

## （3）「マスク飲食」の推進

感染対策の急所と言われる「飲食の場」での飛沫による感染リスクを軽減する取組の一つとして，飲食する場合でも会話するときはマスクを着用 する「マスク飲食」の取組を推進している。

## ア 「マスク飲食実施店」認証制度の実施

「マスク飲食」の実効性を高めるため，これまでの「感染防止対策取組書」を発展させ，「マスク飲食」に積極的に取り組む飲食店等を県が認証し，社会的に評価する「マスク飲食実施店」認証制度の取組を行って いる。

## （ア）概要

「感染防止対策取組書」に登録し，基本的な感染防止対策（アクリ ル板等の設置又は座席間隔の確保，手指消毒の徹底など）に加え，マ スク飲食実施店であることの対外的な発信，マスク等なしで会話をす る方への着用の呼びかけなど，積極的に「マスク飲食」を実施してい る飲食店等からの申請に基づき，県が取組内容を確認し，審査した上 で「マスク飲食実施店」として認証する。

## （1）実施期間

令和 3 年 4 月 21 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

## （ウ）「マスク飲食実施店」認証状況（12月3日現在）

- 申請数 33,458 件（重複申請等を除く）
- 認証数 32， 418 件
（I）「飲食」の場における行動制限の緩和について
飲食店やイベント主催者等の事業者が，入店者•入場者等の利用者 のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することによ り，感染リスクを低減させ，緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等 において課される行動制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」の要綱が国から示された。

「飲食」については，第三者認証制度の適用事業者において，利用者の人数制限を緩和し，制限なしとする内容となっており，適用を受 けようとする事業者は，その旨を都道府県に登録することとなってい る。

今後，国の動向や感染状況を踏まえ，登録に向けた準備を進める。

## イ 飲食時の飛沫を可視化する動画の作成

マスク飲食をはじめとした感染防止対策の重要性を県民に理解いただ くため，特殊な撮影方法により，飲食の際に基本的な感染防止対策とマ スク飲食の組み合わせによっていかに飛沫が抑えられるかを可視化した動画を作成し，令和3年6月20日に公開した。

## （4）かながわ新型コロナウイルス感染症医療•福祉応援基金

新型コロナウイルス感染症の最前線で闘う医療•福祉従事者を応援•支援するための基金を設置し，県民等からの寄附を受け入れている。

寄附受入状況は，令和 3 年 12 月 6 日時点で， $960,864,741$ 円（ 5,726 件）。

## 6 個人情報保護制度の見直しについて

## （1）制度見直しの概要

## ア 現状

現在の個人情報保護制度は，個人情報を取り扱う主体ごとに，個人情報保護法（民間事業者），行政機関個人情報保護法（国の行政機関），独立行政法人等個人情報保護法（独立行政法人等）の 3 本の法律が定められ ているとともに，地方公共団体ごとに個人情報保護条例が定められている。

神奈川県個人情報保護条例では，県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（以下「県の機関等」という。）が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに，県の機関等が行う個人情報の収集•保管•利用•提供のルールなど個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めている。

## イ 見直しの背景

国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えた データ利活用の活発化により，団体ごとの個人情報保護法制の相違がデ ータ流通の支障となりらること等から，現行法制の不均衡•不整合を解消するため，個人情報保護制度の見直しが行われた。

## ウ 個人情報保護法の改正（「参考」参照）

令和 3 年 5 月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により，個人情報保護法が改正され，同法，行政機関個人情報保護法，独立行政法人等個人情報保護法の 3 本の法律が個人情報保護法（以下統合後の同法を「新個人情報保護法」という。）に統合された。新個人情報保護法では，国の行政機関，地方公共団体の機関 （議会を除く。）等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定され，また，国の個人情報保護委員会がこれらの機関等を監視するこ ととされた。
地方公共団体に関する新個人情報保護法の施行は，公布の日から 2 年以内で，政令で定める日とされた。

## （2）新個人情報保護法の主な内容（地方公共団体に関する部分）

## ア 基本的な個人情報の取扱い等

個人情報の収集•保管•利用•提供等の個人情報の取扱い等について は，現行，国の行政機関に適用されているルールが共通ルールとして地方公共団体の機関（議会を除く。）及び地方独立行政法人にも適用されるこ ととなった。

## イ 行政機関等匿名加工情報の提供制度の導入

現行，国の行政機関等に導入されている個人情報を特定の個人を識別 できないように加工して民間事業者に提供する制度が地方公共団体の機関等にも導入されることとなった。

## ウ 病院，大学等への適用

医療分野•学術分野における個人情報の取扱いに関する規制を統一す るため，地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が運営する病院，大学等における個人情報の取扱い等については，民間の個人情報取扱事業者と同様の規定を適用することが基本とされた。

## エ 条例で定める事項

新個人情報保護法では，自己情報の開示請求や行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料等について，地方公共団体の条例で定めることと された。

このほか，主に，次の事項について条例で定めることができることと された。

## （ア）条例要配慮個人情報

新個人情報保護法では，本人に対する不当な差別，偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして本人 の人種，信条等の要配慮個人情報が規定された。

これに加え，地方公共団体等が保有する個人情報のうち，地域の特性その他の事情に応じて，要配慮個人情報と同様に特に配慮が必要な個人情報について，条例に定めることができる。

## （1）個人情報取扱事務登録簿

新個人情報保護法では，個人情報のデータベース（紙等のファイル を含む。）である個人情報ファイルの保有について，その名称，利用目的等のあらましを記載した帳簿として個人情報ファイル簿を作成し，

公表することとされた。
これに加え，現状，多くの地方公共団体において条例により作成さ れている個人情報取扱事務登録簿（個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿）等について，条例の定めるところにより，個人情報ファイル簿とは別に，引き続き作成，公表することが認められた。

## （3）県への影響等

## ア 県の機関等における個人情報の取扱い等について

県の機関等における個人情報の取扱い等は，これまで神奈川県個人情報保護条例が適用されてきたが，新個人情報保護法の施行後は同法が適用され，今後，国の個人情報保護委員会から示されるガイドライン等に より運用することとなる。

## イ 県の条例で定める事項について

（2）エの条例で定める事項については，神奈川県情報公開•個人情報保護審議会の意見を聴きながら，検討する。

## ウ 神奈川県個人情報保護条例の改正等の検討

ア及びイに伴い，神奈川県個人情報保護条例は，改正又は廃止を検討 する。なお，廃止の場合は，イの検討による新たな条例の制定を検討する。

## （4）今後の予定

令和 4 年 9 月 総務政策常任委員会へ条例素案を報告
令和 4 年 11 月 第 3 回県議会定例会に条例案を提出予定

## 個人情報保護制度見直しの概要

## 【制度見直しの全体像】

団体ごとに異なる個人情報保護法制を個人情報保護法に統合し，全体の所管は個人情報保護委員会とされた。

【現行】

［見直 L 後］

※ 条例による必要最小限の独自の保鿁措置を許容

## 【共通ルールの法制化】

新個人情報保護法に個人情報の取扱い等に関する共通ルールが規定された。


出典：個人情報保護委員会 web サイト掲載
個人情報保護法の改正に係る「概要資料」より作成

## 7 「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書について

## （1）趣旨

特別自治市構想等の大都市制度に関し有識者の意見を聴取し，研究 するために設置した「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」
（以下「研究会」という。）は，計 7 回に渡る議論を経て，報告書を取りまとめた。

## （2）経過

令和 3 年 6 月 8 日

月1日
11月26日 報告書を取りまとめ，公表

## （3）報告書の構成及び主な意見

## ア 神奈川県と市町村との関係

県は，個々の市町村の実情を踏まえながら，市町村とのふさわし い事務•権限のあり方など，新たな関係を模索していくことが求め られている。

## イ 特別自治市構想とは

特別自治市は，広域自治体に包含されない一層制の地方公共団体 であり，原則，市域内の地方事務全てを処理するとともに，地方税全てを賦課徴収する制度と整理されている。

## ウ 特別自治市構想に関する論点

## （ア）特別自治市構想の根拠に係る論点

## a 二重行政

法令による役割分担や，事業のすみ分け等がなされていれ ば，「二重行政」とは言えない。

個別具体的な支障がある場合は，指定都市都道府県調整会議 の場などを活用し，県と指定都市で協議し，施策の見直しや事務•権限の移譲等を行うことで解決を図るべき。

## b 税制上の不十分な措置

現行制度下においては，県と指定都市が協調連携し，これ まで以上に「地方の仕事量に見合った税財源の確保」を国に求めるべき。また，当該指定都市に特定の財政需要があるの であれば，独自課税の実施などを検討すべき。

なお，現行制度では，税制上の措置が不十分な部分につい て，一義的には，地方交付税措置がなされている。

## （1）特別自治市構想の内容に係る論点 <br> a 県の総合調整機能への影響

災害対応や警察事務，新興感染症等対策など，県の総合調整機能は，資源等が集中する指定都市を含む区域での広域的 な調整でこそ，より効果的に発揮できる。特別自治市への移行は，こうした機能に支障を生じさせ，住民サービスが低下 するおそれがある。

## b 県機関及び県有施設

県機関及び県有施設の移転•移管等に関し，費用負担も含 め，その考え方が示されておらず，その費用対効果と併せて，住民等への十分な説明が求められる。

## c 県の行政サービスへの影響

指定都市域内の県税全てが，指定都市に税源移譲されると，留保財源が大幅に減少することなどを通じて，政策判断で実施する独自事業の財源が不足し，県内全域で現行水準の行政 サービスが提供できなくなる恐れがある。

## d 広域連携

特別自治市構想における近隣自治体との広域連携は，利害 が対立する問題について十分に調整•解決できる仕組みではな い懸念があり，また，県域として一体性のある広域調整の仕組みも失われることから，県民•市民の利益にならないのでは ないか。

## e 住民代表機能

指定都市には，「住民意思の的確な反映」の充実のため，現行の地方自治制度である区地域協議会や総合区の導入など の活用が求められている。

また，特別自治市だけが一層制となることは，民主主義的 な住民参画や住民ニーズへの応答が弱くなり，住民自治拡充 の観点からは，住民メリットにつながらない懸念がある。

さらに，県政や国政における住民代表機能に与える影響に ついても，慎重に検討する必要がある。

## f 住民投票等の移行手続

特別自治市に移行した場合の住民生活への影響等を踏まえ ると，移行手続には，「道府県民」を範囲とする住民投票が必要であり，投票結果には，法的拘束力が認められるべき。

## 工 提言

（ア）二重行政について
 には，個別具体的な支障の有無に関し，積極的かつ速やかに協議 を行い，双方が共通認識や理解を得る努力をすること。

その上で，住民の利益にそぐわない施設整備や施策など，個別具体的な支障があれば，指定都市都道府県調整会議等を活用し解決を図ること。

## （1）税財源の確保について

県と指定都市が協調連携し，「地方の仕事量に見合った税財源 の確保」に関する国への要望等を行うこと。

## （ウ）県•指定都市間の協議のあり方について

諸課題の解決に向け，諸施策の連携や事業のすり合わせを十分行えるよう，指定都市都道府県調整会議の積極的かつ適切な運用 を含めた協議のあり方を検討すること。

## （4）今後の予定（県の対応）

研究会の報告書を踏まえ，県の考え方を取りまとめ・公表予定。

## ＜別添参考資料＞

－参考資料 2 「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会報告書」

## 8 県内米軍基地を巡る状況について

## （1）空母艦載機移駐前後の厚木基地周辺の騒音状況の推移

## ア 騒音調査について

県は，厚木基地周辺の騒音被害の状況を把握するため，基地周辺 11地点に自動記録騒音計を設置し騒音測定，調査を行っている。測定デー夕や調査結果に基づき，騒音状況の概況を取りまとめた。

## イ 比較対象の期間

厚木基地では，平成 30 年 3 月に，空母艦載機部隊の岩国基地への移駐が完了した。

移駐前の平成 26 年度から平成 28 年度の騒音データと，移駐完了後の平成 30 年度から令和 2 年度，及び令和 3 年 4 月から 9 月までの騒音デ ータとで比較した。

## ウ 調査項目

騒音測定回数（ $70 \mathrm{~dB} \cdot 5$ 秒以上継続）及び 100 dB 以上の騒音測定回数 について，測定地点のらち，厚木基地に最も近い，滑走路北端から約 1 km 及び滑走路南端から約 2 km の測定地点のデータにより，移駐前•後 で比較した。
Lden＊については，全11地点の測定地点について，移駐前•後で比較 を行った。
※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは，国際的に使用されている航空機騒音 の評価指標であり，環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用い られている。（単位はdB）

## エ 調査結果概要＜詳細は「参考」参照＞

調査項目ごとに，空母艦載機部隊の移駐前と移駐後で比較した。

## （ア）騒音測定回数

北 1 km の測定地点においては，移駐前の平成 26 年度から平成 28 年度は，年 20,000 回から 21,000 回程度の騒音が測定されていた。一方，移駐後の平成 30 年度から令和 3 年度は，年 13,000 回から 15,000 回程度で推移している。

## （1）100dB 以上の騒音測定回数

ジェット戦闘機等によるものと推定される 100 dB 以上の騒音測定回数を比較すると，北 1 km の測定地点においては，移駐前の平成 26 年

度から平成 28 年度は，年 2,000 回から 2,400 回程度測定されていた。移駐後の平成 30 年度から令和 3 年度は，年 30 回から 100 回程度とな っている。

## （ウ）Lden

各騒音測定地点の Ldenの状況をみると，移駐前の平成 26 年度から 28 年度と，平成 30 年度から令和 3 年 9 月までとで比較すると， 11 箇所各地点で 5 dB から 15 dB 程度減少した。

## オ 騒音状況の概況

令和 3 年 9 月までの騒音状況は，平成 30 年 3 月の空母艦載機部隊移駐完了後，騒音が減少していることが確認できた。

加えて，ジェット戦闘機等によるものと想定される 100 dB 以上の騒音測定回数の減少が顕著であることも踏まえると，騒音減少は，空母艦載機の飛来頻度の減少による部分が大きいと考えられる。

騒音の減少は，滑走路至近だけではなく，全11 か所の測定地点で確認できている。

以上のことから，これまでのところ，移駐により，空母艦載機の飛来頻度が減少し，広い地域で騒音が減少しているものと考えられる。

一方で，令和 3 年 4 月， 5 月は 100 dB 以上の騒音測定回数が昨年度と比較してやや増加し，住民から苦情が寄せられるなど，厚木基地周辺を中心に騒音が発生しており，環境基準＊を超える地域もあることや，厚木基地で着陸訓練が行われる可能性もあることを踏まえると，引き続き注視が必要である。
※ 環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において，専ら住居の用に供さ れる地域における基準值は，Lden の年間平均値 57 dB 以下とされている。

## カ 騒音状況の概況の公表

騒音状況の概況については，令和 3 年 10 月 28 日開催の「厚木基地騒音対策協議会＊」で報告した。
※ 厚木基地騒音対策協議会は，県及び厚木基地周辺 9 市（横浜市，相模原市，藤沢市，茅ケ崎市，大和市，海老名市，座間市，綾瀬市，東京都町田市）で構成。

## キ 今後の対応

引き続き厚木基地周辺の騒音状況を注視するとともに，基地関係市と も連携し，騒音軽減に向けた取組を進めていく。

## （2）日米共同訓練に伴う米海兵隊オスプレイ等の厚木基地の使用 ア 防衛省からの情報提供

令和3年11月11日に，防衛省から，沖縄県普天間基地所属の海兵隊 オスプレイの厚木基地への飛来に関して情報提供があつた。

## （ア）情報提供の概要

－本年12月に，王城寺原演習場（宮城県）等で実施される日米共同訓練※ ${ }^{1}$ に参加する，米海兵隊MV－22オスプレイ等が，厚木基地に飛来する。

- 厚木基地は，機体整備等のために使用。
- 今回のオスプレイ等の訓練は，沖縄県の基地負担軽減のため，平成28年に日米で合意した，「回転翼機及びティルトローター機等の沖縄県外への訓練移転※2」に基づくもの。
－厚木基地使用の概要
［使用期間］令和3年11月30日（火）以降
［使用機種］海兵隊輸送機MV－22オスプレイ6機程度
I C H－5 3ヘリコプター 4 機程度
［人 員 等］約250名が厚木基地を使用（基地内に宿泊）
※ 1 日米共同訓練「レゾリュート・ドラゴン 21 」は， 12 月 4 日（土）か ら 17 日（金）まで，王城寺原演習場，矢臼別演習場（北海道）等で実施。
※2 平成 28 年 9 月の日米合同委員会において，沖縄県の基地負担軽減 のため，普天間基地所属のオスプレイとヘリコプターによる訓練に ついて，県外移転を進めていくことが合意。
※3 過去の訓練移転に伴う厚木基地の使用例としては，平成 30 年 2 月 に，海兵隊オスプレイ 4 機が飛来。


## イ 県の対応

11月11日に，防衛省に対し，事故防止に万全を期すこと，厚木基地 での運用にあたっては，できるだけ市街地上空を避けて飛行するなど，基地周辺への影響を最小限とすること，新たな情報に関する速やかな提供について要請した。

## （3）米軍人による交通事故

## ア 概要

令和 3 年 11 月 12 日に，綾瀬市内において，厚木基地所属の米軍人 が運転する車両が，交通死亡事故を起こし，米軍人は警察に現行犯逮捕された。

## イ 県の対応

11月12日に県として，また，11月16日に「神奈川県基地関係県市連絡協議会」 ※として，外務省，防衛省，在日米海軍等に対し，規律 の厳正な保持と交通教育の一層の徹底等により交通事故の再発防止に努めること等を要請した。
※ 神奈川県基地関係県市連絡協議会は，県及び基地関係8市（横浜市，相模原市，藤沢市，逗子市，大和市，海老名市，座間市，綾瀬市）で構成。

## （4）日米共同演習に参加する米兵のキャンプ座間での停留措置 ア 防衛省からの情報提供

令和3年11月18日に，防衛省から，28日以降，米本土から日米共同方面隊指揮所演習「ヤマサクラ」 ${ }^{1} 1$ に参加するため来日する米陸軍 の人員（約 120 名）を，新型コロナウイルス感染症対策のため，キャン プ座間において 10 日間 ${ }^{2}$ 2停留させるとの情報提供があった。

## （ア）情報提供の概要

－来日する米陸軍の人員は入国後，米軍が借り上げた車両により キャンプ座間に移動する。
－当該米軍人は，全員ワクチンを 2 回接種済み。かつ米国出国前 に P C R 検査を受け，陰性を確認済み。

- 停留期間中，キャンプ座間から外出しないよう申入れ済み。
- 停留期間中，感染症対策を万全に行った上で，陸上自衛隊参加部隊との間で訓練を実施。
－停留終了後に改めて P C R 検査を実施する。
※ 1 昭和 57 年以降，陸自の各方面隊持ち回りで毎年実施。今回は中部方面隊 （伊丹駐屯地等）が担当。内容は図上訓練やテレビ会議など。期間は 12 月 1日から13日まで。
※2 「水際対策強化に係る新たな措置」（令和 3 年 9 月 27 日厚生労働省通知）
令和 3 年 10 月 1 日以降，米国等の外国政府が発行したワクチン接種証明書を保持している入国者について，入国後 10 日目以降に自主的に受けた P CR 等検查での陰性の結果を，厚生労働省に届け出れば（入国後 14 日以前 であっても），それ以降の自宅等での待機が不要。


## ィ 県の対応

11月18日に，防衛省に対し，引き続き情報提供を行うことや，米兵の移動及び停留について，安全管理に万全の措置を講じること，キ

ャンプ座間の運用については，地元市の意向を尊重した対応を行うこ と，併せて，演習により，基地周辺に影響を与えないよう十分に配慮 することを要請した。


空母艦載機移駐前後の騒音測定回数（※）の推移
（北 1 km ，南 2 km ）
※：騒音測定回数
70 dB 以上• 5 秒以上継続等の騒音の回数。

※令和 3 年度は 9 月末時点


## 空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移

（北 1 km ，南 2 km ）
ジェット戦闘機等は他機種と比べて騒音が大きいことから，100dB以上の騒音は ジェット戦闘機等によるものと想定される。

※令和 3 年度は 9 月末時点

※令和 3 年度は 9 月末時点

## 空母艦載機移駐前後のLdenの推移

（県内11か所）

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均


※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均

※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均


※令和 3 年度は 4 月から 9 月までの半年平均


## 空母艦載機移駐前後の騒音測定回数の推移

（北 1 km ，南 2 km ）

## （1）北 1 km （大和市）騒音測定回数

|  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| H26 | 2，757 | 2，770 | 1，313 | 1，213 | 1，817 | 1，158 | 1，215 | 770 | 1，983 | 1，994 | 2，196 | 1，609 |
| H27 | 2，697 | 2，407 | 1，382 | 1， 025 | 1， 044 | 1， 057 | 1，608 | 1，153 | 1，753 | 1，754 | 2， 366 | 2， 142 |
| H28 | 2，442 | 2，726 | 1，551 | 1，130 | 2，153 | 1，415 | 1，194 | 1，251 | 2，057 | 1，596 | 1，781 | 2，087 |
| H29 | 2， 429 | 2，734 | 1，423 | 1，104 | 1，566 | 1，867 | 842 | 1，001 | 1，119 | 1，286 | 1，430 | 1，307 |
| H30 | 1，461 | 1，725 | 1，188 | 1，096 | 1，159 | 945 | 1，359 | 1，217 | 985 | 1， 079 | 1，254 | 1，421 |
| R1 | 1，601 | 1，434 | 1，081 | 810 | 892 | 1， 071 | 969 | 1，127 | 1，025 | 882 | 1， 039 | 1，168 |
| R2 | 1，153 | 1，342 | 1，197 | 1，051 | 1， 071 | 1， 050 | 1，033 | 1，135 | 914 | 1，047 | 1，201 | 1，384 |
| R3 | 1，493 | 1，267 | 1，559 | 1， 026 | 915 | 1，152 | － | － | － | － | － | － |

## （3）南 2 km （綾瀬市）騒音測定回数

## 空母艦載機移駐前後の100dB以上の騒音測定回数の推移

（北 1 km ，南 2 km ）

## （1）北 1 km （大和市） 100 dB 以上の騒音測定回数

|  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| H26 | 340 | 282 | 11 | 18 | 172 | 42 | 3 | 19 | 301 | 412 | 334 | 89 |
| H27 | 487 | 239 | 3 | 5 | 4 | 6 | 170 | 56 | 400 | 272 | 442 | 205 |
| H28 | 259 | 455 | 70 | 8 | 353 | 47 | 5 | 124 | 349 | 278 | 255 | 154 |
| H29 | 246 | 249 | 1 | 0 | 279 | 188 | 0 | 17 | 99 | 113 | 98 | 12 |
| H30 | 23 | 39 | 1 | 0 | 0 | 0 | 2 | 7 | 11 | 11 | 8 | 1 |
| R1 | 15 | 1 | 1 | 1 | 11 | 4 | 0 | 8 | 5 | 15 | 7 | 1 |
| R2 | 0 | 1 | 5 | 2 | 0 | 2 | 1 | 0 | 5 | 0 | 7 | 2 |
| R3 | 19 | 17 | 3 | 0 | 0 | 2 | － | － | － | － | － | － |

（3）南 2 km （綾瀬市） 100 dB 以上の騒音測定回数

|  | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| H26 | 162 | 156 | 3 | 5 | 63 | 15 | 0 | 9 | 85 | 125 | 108 | 26 |
| H27 | 169 | 126 | 2 | 1 | 0 | 15 | 48 | 13 | 110 | 86 | 167 | 75 |
| H28 | 81 | 140 | 26 | 1 | 82 | 8 | 1 | 37 | 112 | 69 | 75 | 42 |
| H29 | 112 | 96 | 0 | 0 | 36 | 168 | 0 | 5 | 41 | 40 | 40 | 5 |
| H30 | 14 | 17 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 | 2 | 0 |
| R1 | 17 | 4 | 0 | 0 | 5 | 1 | 0 | 3 | 5 | 15 | 7 | 0 |
| R2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 2 |
| R3 | 4 | 5 | 0 | 0 | 0 | 1 | － | － | － | － | － | － |

